

岐阜県公報

号外(三) 平成十九年九月三日

目次

監査委員告示

行政監査の結果
定期監査の結果

(監査委員) 一六
(同) 一六

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第二項の規定に基づき行政監査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成十九年九月三日

岐阜県監査委員	駒	田	誠
岐阜県監査委員	渡	辺	之
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	冽
岐阜県監査委員	水	谷	二
岐阜県監査委員	神	戸	雄
岐阜県監査委員		正	雄

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「県立学校における情報セキュリティ対策について」

2 選定理由

県が保有する情報資産の中には、県民の個人情報や行政運営上重要な情報が多数含

まれている。これら個人情報等が漏えいした場合、極めて重大な結果を招くおそれがある。

そこで、教育委員会を含む県組織の情報セキュリティを確保するため、「岐阜県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成14年岐阜県訓令乙情シ秘第1850号。以下「規程」という。)、**「岐阜県情報セキュリティ対策基本要綱」**(平成14年3月29日付け情シ秘第1851号。以下「要綱」という。)が定められている。この規程及び要綱を総称して「情報セキュリティポリシー」というが、こうした基準に従いながら、情報セキュリティ対策の取組が進められている。

しかしながら、次に掲げるような問題事案の発生等が見受けられたので、「県立学校における情報セキュリティ対策について」をテーマとして、行政監査を実施した。

県立学校でパソコン等の盗難・紛失事故が多発しており、定期監査においても指摘された。

平成19年5月に県職員による電子メール誤送信の事例が発生しており、これまで以上に、全庁的に情報セキュリティの徹底が求められている。

特に県立学校においては、生徒等の個人情報を多く取り扱っており、情報セキュリティ対策を講ずる必要性が高い。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成19年6月から7月まで

2 監査対象機関

各圏域から次のとおり1機関を抽出し、この5機関を対象に監査を実施した。

岐阜圏域	岐阜高等学校 (実地調査日：平成19年6月19日)
西濃圏域	揖斐高等学校 (実地調査日：平成19年6月21日)
中濃圏域	武義高等学校 (実地調査日：平成19年6月20日)
東濃圏域	東濃特別支援学校 (実地調査日：平成19年6月18日)
飛騨圏域	飛騨高山高等学校 (実地調査日：平成19年6月27日)

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法
監査対象機関から提出された行政監査調書に基づき、職員による実地調査を行い、その結果を踏まえて、委員による本監査を実施した。

(2) 監査対象時期
各学校に対する実地調査日時点の状況を中心に実施した。

4 監査の着眼点
監査に当たり、情報セキュリティポリシーに定められた情報セキュリティ対策の柱立てに沿って着眼点を設定した。

(1) 一般
情報セキュリティポリシーの周知、パソコンの整備活用は図られているか。

(2) 組織・体制
各学校が保有する情報資産に係る情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制は整備されているか。

(3) 情報の分類と管理
情報資産の内容に応じた分類と、それに応じた情報セキュリティ対策が行われているか。

(4) 物理的セキュリティ対策
情報システムの設置場所等の管理について、適切な設備の設置、盗難防止等の物理的な対策は講じられているか。

(5) 人的セキュリティ対策
職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、情報セキュリティの教育及び啓発が講じられているか。

(6) 技術的セキュリティ対策
情報セキュリティ対策の実施手順やネットワーク管理、記録媒体等の保護及び他の組織とデータ交換を行う際の情報資産を保護するための技術的な対策は講じられているか。

(7) 運用におけるセキュリティ対策
情報セキュリティポリシー遵守状況等の確認及び緊急事態の危機管理対策は行われているか。

(8) 法令遵守

(8) 法令遵守

関連する法令等への遵守義務は履行されているか。

(9) 評価及び見直し

情報セキュリティポリシーが遵守されていることの検証は行われているか。

(10) 物品管理の適正化

パソコン等関連物品の管理は適正に行われているか。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

県が保有する情報資産や情報システムについては、県民の財産、プライバシー等の権利を守るとともに、行政の安定的な運営を図るため、適切な対策を講ずることにより、さまざまな脅威から防護する必要性が高いものである。

県立学校においても、生徒等の個人情報が多く存在しており、情報セキュリティポリシーに基づき、さまざまな取組が行われている。

しかしながら、今回の監査を通じて、対象とした各学校においてより一層の取組が必要な事項が認められたので、これを以下のとおり掲げる。これらの学校において必要な見直しを行うとともに、今回対象としなかった学校においても、本監査結果を参考に今一度その取組を検証する契機とされたい。

教育委員会においても、県立学校において適正な情報セキュリティ対策が講じられるよう、他の学校の実践状況を確認するなどして、指導を徹底されたい。

(1) 個人情報/パソコンの取扱い等の人的セキュリティ対策

人的セキュリティ対策に関しては、個人情報の漏えいが、悪意の犯罪だけでなく、意図しないパソコンの盗難、亡失等から生じていることから、情報セキュリティポリシーのほか、通知文書などで注意喚起されている。今回監査したところ、情報セキュリティポリシー、通知文書の規定を遵守していない事例が散見された。

例えば、「情報セキュリティチェックシートによる点検について」（平成17年8月30日付け情シ第398号）に基づき、個人所有のパソコンの業務使用は原則行わない、やむを得ず使用する場合は必ず所属長の許可を得ることとされているが、その管理に関して、不十分な学校があった。

また、情報セキュリティ及び「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」（平成19年5月17日付け情企第127号）に基づき、職員等は使用するパソコン、記録媒体等が第三者に使用、閲覧がされることのないよ

う、クリプトクーレン（パソコンなどを利用可能な状態のまま離席することの禁止）など適切な対策を講ずることとされているが、これが十分といえないところがあった。

こうした規定の遵守に関して、改善に努められたい。

なお、大半の県立学校において、個人情報/パソコンの使用が認められ、中には、100台超の個人パソコンを使用している県立学校も数校見受けられるという実態（昨年度の教育委員会調査）であるので、県立学校全体において、必要に応じた公費によるパソコン設置について検討をされたい。

(2) 事故等が発生した際の危機管理対策

情報システムを有する学校においては、情報セキュリティポリシーに基づいて、情報資産への侵害等が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大防止、復旧等の必要な措置を迅速円滑に行うため、緊急時対応計画を定めることとされているが、これを策定していないところがあった。

こうした計画を定め、職員研修等を通じて、事故等が発生した際の速やかな報告と対策の徹底に努められたい。今後、他の学校においても、情報システムを有することとなるときには、これを実施されたい。

(3) パソコン等物品管理の適正化

パソコンの盗難、亡失等の事件・事故があとを絶たない。昨年度、県立学校において、ノートパソコンの盗難等による個人情報の流出が3件発生しており（生徒名簿の盗難1件を含む）、また、学習支援用パソコンの亡失等が1校において判明している（P14「県立学校関係の事件事故例」のとおり）。

情報セキュリティポリシー及び「県立学校における物品管理の適正化について」（平成19年4月13日付け教研第38号の2・教財第60号の2）により、パソコンの貸出、返却等の記録管理、持ち出しに係る所属長許可等を適切に実施することが求められているところであり、これらに基づき、パソコン等物品管理の徹底に努められたい。

なお、一部の学校においては、パソコンが所在不明となっていることを把握していたにもかかわらず、その報告を数年にわたり行っておらず、また、その間の現物実査においては、現物（パソコン）を確認したという報告を行っていた事例が明らかになっている。県の財産に対する職員の意識に問題があると考えられるので、パソコン等の物品管理や現物実査に対する認識を改め、このような不適切な対応が発

生しないよう万全を期されたい。

2 着眼点ごとの意見

(1) 一般（情報セキュリティポリシーの周知、パソコンの整備活用は図られているか。）

ア 情報セキュリティポリシーの周知

【監査結果】

規程をはじめとする情報セキュリティポリシーを十分に認識していない教職員が見受けられた。

単純な認識不足をはじめいくつかの原因が挙げられたが、特に、規程をはじめとする情報セキュリティポリシーが、教育委員会を含む県の機関（公安委員会を除く。）に適用されることが十分に認識されていない側面があることに注意を喚起したい。

各学校の実施状況

情報セキュリティポリシーの周知状況、職員の認識度等を、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

情報セキュリティポリシー及びこれに関連する通知について、職員会議で周知している。教職員に質問したところ、十分認識していない者がいた。

揖斐高校：

情報セキュリティポリシー及びこれに関連する通知について、職員会議で周知している。教職員に質問したところ、十分認識していない者がいた。

武義高校：

情報セキュリティポリシー及びこれに関連する通知について、職員会議で周知している。独自にセキュリティポリシー（校内ルール）を策定するなど必要な整備を行っている。

東濃特別支援学校：

情報セキュリティポリシー及びこれに関連する通知について、職員会議で周知している。教職員に質問したところ、十分認識していない者がいた。「情報セキュリティについて」（案）を準備し、情報セキュリティ委員会の設置等を検討している。
飛騨高山高校：

情報セキュリティポリシー及びこれに関連する通知について、職員会議で周知している。独自にセキュリティポリシー（校内ルール）を策定している。

【監査意見】

教育委員会は、事務職員、教職員等に対し、情報セキュリティポリシーが十分理解され、遵守されるよう、周知や研修等を実施する必要がある。

イ パソコンの整備活用

【監査結果】

各学校の教職員は、おおむね県教育委員会が実施した校内LANアクセス用パソコン整備事業、学習支援用コンピュータ整備事業等により導入されたパソコンを活用して、学校間総合ネットワーク等を利用している。

しかしながら、「情報セキュリティチェックシート」による点検について（平成17年8月30日付け情シ第398号）において、個人パソコンの業務使用の原則禁止、やむを得ない場合所属長の許可を得ることとされているにもかかわらず、明示の許可がないまま、個人パソコンを少ないところでは数台、多いところでは100台を超えて使用していた。

なお、東濃特別支援学校において、公費パソコンが80台程度と少ないため、130台ほどの個人パソコンが使用されている。

各学校の実施状況

校内に導入されたパソコンの整備活用状況を、監査調査、教育研修課照会に対する回答、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

平成19年6月のパソコン台数

(a) 学校間総合ネットワークに接続されているもの

教育委員会教育研修課実施事業により設置したもの	236台
県又は国事業により設置したもの	7台
PTA会計等で学校独自に設置したもの	0台
小計	243台

(b) その他（学校間総合ネットワークに接続がないもの）

県又は国の事業により設置したもの	33台
------------------	-----

PTA会計等で学校独自に設置したもの 個人パソコン使用 小計	5台 14台 52台
(c) 合計	295台

教職員（69人）は、学校間総合ネットワークに接続された校内LANアクセスマインコンピュータの一部を使用している。

なお、「校内LANアクセスマインコンピュータ」とは、校内LANアクセスマインコンピュータ整備事業により、県全体で平成12年度ノートパソコン334台（パイロット校）、平成13年度ノートパソコン2152台等、平成14年度ノートパソコン85台（旧機種を更新と新規整備）、平成15年度ノートパソコン126台（旧機種を更新と新規整備）が行われたもの。同事業は、すべての教科のあらゆる授業でコンピュータや情報通信ネットワークが活用できるように、県立学校にノートパソコンとプロジェクトを整備するもの。児童生徒にとっては、コンピュータを学習の道具として、教師にとっては、コンピュータを校務の軽減化の道具として効果的に活用することが期待される。

揖斐高校：

平成19年6月のパソコン台数

(a) 学校間総合ネットワークに接続されているもの	
教育委員会教育研修課実施事業により設置したもの 県又は国事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 小計	126台 0台 0台 126台
(b) その他（学校間総合ネットワークに接続がないもの）	
県又は国の事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 個人パソコン使用 小計	73台 0台 17台 90台
(c) 合計	216台

教職員（45人）の多くは、学校間総合ネットワークに接続された校内LANアクセスマインコンピュータの一部を使用している。

武義高校：

平成19年6月のパソコン台数

(a) 学校間総合ネットワークに接続されているもの	
教育委員会教育研修課実施事業により設置したもの 県又は国事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 小計	159台 133台 1台 293台
(b) その他（学校間総合ネットワークに接続がないもの）	
県又は国の事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 個人パソコン使用 小計	44台 15台 4台 63台
(c) 合計	356台

教職員（52人）は、学校間総合ネットワークに接続された学習支援用パソコンの一部を年度当初にそれぞれに割り当てられ、それを使用している。

なお、「学習支援用パソコン」とは、学習支援用コンピュータ整備事業により平成15年度3000台（県全体）整備されたもの。同事業は、生徒がパソコン室だけでなく、普通教室等必要ときに必要な場所へ持ち出して利用できるノート型パソコンを整備するもの。生徒が自宅へ持ち帰って使用することも想定されている。

東濃特別支援学校：

平成19年6月のパソコン台数

(a) 学校間総合ネットワークに接続されているもの	
教育委員会教育研修課実施事業により設置したもの 県又は国事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 小計	18台 54台 0台 72台
(b) その他（学校間総合ネットワークに接続がないもの）	
県又は国の事業により設置したもの PTA会計等で学校独自に設置したもの 個人パソコン使用 小計	0台 3台 138台 141台
(c) 合計	213台

教職員（184人）の多くは、個人パソコンを使用。フ라이ルサーバを主に活用して、ネットワーク上でフライル共有等を行っている。

飛騨高山高校：
平成19年6月のパソコン台数

(a) 学校間総合ネットワークに接続されているもの	154台
教育委員会教育研修課実施事業により設置したものの	0台
県又は国事業により設置したものの	0台
PTA会計等で学校独自に設置したものの	154台
小計	154台
(b) その他（学校間総合ネットワークに接続がないもの）	
県又は国の事業により設置したものの	338台
PTA会計等で学校独自に設置したものの	0台
個人パソコン使用	10台
小計	348台
(c) 合計	502台

教職員（118人）は、学校間総合ネットワークに接続された学習支援用パソコンの一部を使用している。

【監査意見】

個人パソコンについては、インストールされているソフトウェアの管理、ウイルス対策ソフトのパターンフライルの更新等が所有者の責任に委ねられるという意味で、必ずしも安全、安定的なものと断言することは難しく、情報漏えいの危険性がある。

そのため、まず、後掲のとおりその利用に関して所属長の許可を得なければいけない規制にしたがうことが必要である。

その上に、各所属長は、それが真に必要なものであるかどうか、その利用は必要最小限のものであるかを、教職員が教材等作成に関して要求する機能、校内LANアクセス用パソコン整備事業等により整備されたパソコン台数等を総合的に考慮して、厳しく再検討する必要がある。

(2) 組織・体制（各学校が保有する情報資産に係る情報セキュリティ対策を推進・

管理するための体制は整備されているか。）

【監査結果】

各学校において、情報セキュリティ責任者（所属長）のもと、情報セキュリティリテリター（ISリテリター）設置要領に基づきISリテリターを設置するとともに、教職員から指定される情報担当教諭が中心となり、情報セキュリティ対策を実施している。

また、学校内に情報セキュリティ委員会を設けて、組織的な取組を行っている学校もある。

各学校の実施状況

情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制の整備状況を、規定、校内の聞き取り等により確認した。

岐山高校：

情報セキュリティリテリター（ISリテリター）に事務職員1名（GAIBパソコン関係）、教職員1名（学校業務関係）を指定している。

揖斐高校：

情報セキュリティリテリター（ISリテリター）に事務職員1名、教職員から情報担当教諭1名を指定している。

武蔵高校：

情報セキュリティリテリター（ISリテリター）に事務職員1名を指定している。

教職員から情報化推進担当者1人を指定している。

情報管理責任者の職務を補佐するため、IT基盤整備委員会を設置している。

東濃特別支援学校：

情報セキュリティリテリター（ISリテリター）に事務職員1名を指定している。

教職員（文化情報部）から情報推進担当者を指定している。

個人情報情報の適正な管理を図るため、情報セキュリティ委員会を設置しようとしている。

飛騨高山高校：

情報セキュリティリテリター（ISリテリター）に事務職員1名を指定している。

教職員4人（岡本校舎、山田校舎、定時制、通信制）を情報化推進担当者に指定している。

情報化推進担当者の任務を補佐するため、校内LAN推進委員会を設置している。

【監査意見】

情報セキュリティ責任者（所属長）のもと、情報セキュリティリーダー（ISJリーダー）、情報担当教諭等を中心に、引き続き情報セキュリティの取組を行われた。また、より情報セキュリティ対策の効果が上がるよう、各校におけるセキュリティ委員会等の活動の活発化に努められた。

(3) 情報の分類と管理（情報資産の内容に応じた分類と、それに応じた情報セキュリティ対策が行われているか。）

【監査結果】

情報セキュリティポリシーに基づき、情報を重要性分類にしたがって分類することとされているが、各学校において、一部の例外を除き、成績データ、PTA名簿等を重要性が高い情報として位置付け、その重要性に応じて、アクセス権限を設定している。

重要性が高い情報を記録した記録媒体は、金庫、施錠可能なロッカー等に保管されている。

重要性が高い情報を記録した記録媒体の廃棄に関しては、処分する場所へ持参したり、確実に処理されることを複数人で確認している。しかし、情報セキュリティポリシーに定めるような廃棄に関する管理責任者の許可を得たことの記録、廃棄に係る処理内容等の記録は十分行われていない。

各学校の実施状況

情報資産の内容に応じた分類と、その重要度に応じた情報セキュリティ対策が行われているかを、監査調査、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

重要性分類について未実施。

重要性の高い情報を記録した記録媒体は、施錠できるロッカーに保管。

重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄について、該当なし。

揖斐高校：

重要性分類について実施。成績データ、PTA名簿等が重要性の高い情報。

重要性の高い情報を記録した記録媒体は金庫保管。

重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄について、焼却場へ持参して廃棄、廃棄に関して、管理責任者の許可を得たことの記録、処理内容の記録を行っている。

武蔵高校：

重要性分類について実施。成績データ、PTA名簿等が重要性の高い情報。

重要性の高い情報を記録した記録媒体は金庫保管。

重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄について、該当なし。

東濃特別支援学校：

重要性分類について実施。教育支援計画等が重要性の高い情報。

重要性の高い情報を記録した記録媒体は鍵つきロッカー保管。

重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄について、県情報企画課へ持参して廃棄。廃棄に関して、管理責任者の許可を得たことの記録を行っている。廃棄枚数の記録のみとっている。

飛騨高山高校：

重要性分類について実施。成績データ等が重要性の高い情報。

重要性の高い情報を記録した記録媒体は鍵付き保管庫において保管。

重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄について、複数監視で物理的に破壊している。廃棄に関して、管理責任者の許可を得たことの記録、処理内容の記録を行っている。

【監査意見】

重要性に応じた情報の分類及び管理について、おおむね規定どおりに運用されている。

今後、重要性の高い情報を記録した記録媒体の廃棄に当たっては、情報セキュリティポリシーに定めるとおり、情報の管理責任者の許可を得るとともに、行った処理の日時、処理内容等を記録することとされたい。

(4) 物理的セキュリティ対策（情報システムの設置場所等の管理について、適切な設備の設置、盗難防止等の物理的な対策は講じられているか。）

【監査結果】

成績処理システムをいくつかの機関で設けているが、情報セキュリティポリシーにおいて、執務室と区分すること等を求められているにもかかわらず、

職員室の出入口に近いところにサーバを含む複数の入力用パソコンが備えられていたところもあった。

入退室管理、システムを安定的に動作させる電源設備、損傷を受けないような配線管理、パソコンの盗難・破損防止等の観点から、十分なものといえるものではなかった。

各学校の実施状況

情報システムの設置場所について、適切な設備の設置、盗難防止等の物理的な対策は講じられているかを、現地確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐山高校：

物理的セキュリティ対策を求められるような情報システムを有していない。

揖斐高校：

成績の入力、段階評価、成績一覧表、通知表の作成を行う成績処理システムを有している。職員室内にこれに係る設備を設置している。サーバを机上に置き、入力用ノートパソコンを引き出しに保管している。

武義高校：

成績の入力、段階評価、成績一覧表、通知表の作成を行う成績処理システムを有している。職員室出入口付近にこれに係る設備を設置している。サーバを含む5台のノートパソコンを机上に置いている。

東濃特別支援学校：

物理的セキュリティ対策を求められるような情報システムを有していない。

飛騨高山高校：

物理的セキュリティ対策を求められるような情報システムを有していない。

【監査意見】

成績処理システムの設置については、同システムの規模、校舎内の利用可能な場所の状況等を勘案しながら、物理的に安全・安定的な環境を整備されたい。

そうした環境を短期的に整備することが容易でない場合であっても、校舎改修計画その他可能な機会をとらえながら、中長期的に整備することを検討されたい。

(5) 人的セキュリティ対策

(職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、情報セキュリティの教育及び啓発が講じられているか。)

ア 個人パソコン等の持込み制限、業務パソコンの持ち出し制限等

【監査結果】

まず第1に、個人パソコン等の持込みに関して、いくつか制限が設けられている。

例えば、「情報セキュリティチェックシートによる点検について」(平成17年8月30日付け情シ第398号)に基づき、個人パソコンの業務使用は原則行わない、やむを得ず使用する場合は、必ず所属長の許可を得ることとされているが、個人パソコンの持込みが認められる機関において所属長の許可は行われていなかった。

また、「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)により、無断でUSBメモリ又はフロッピーに保存し、業務データを外部に持ち出す行為は情報セキュリティポリシー違反であるが、やむを得ず持ち出す場合の許可台帳等許可の手続が十分整備されていない状況である。

第2に、業務用パソコン等の持ち出しについても、いくつか制限が課せられている。

情報セキュリティポリシーでは、職員等は、情報セキュリティ責任者(所属長)の許可を得ず、パソコン等を執務室外に持ち出してはならないとしているが、事例は必ずしも多くないようであるが、許可台帳等許可の手続が十分整備されていない状況である。

第3に、持ち出しに伴う危険を未然に防ぐものとして、個人情報の保存方法に制限がある。

「児童生徒等に関する個人情報の適正な取扱いについて」(平成17年2月21日付け学人第809号)に基づき、パソコンのハードディスクには原則として個人情報を保存しない、個人情報を保存しているパソコン内のデータにはパスワードをかけることが求められるが、パソコンのデスクトップ上に個人情報を含むファイルが貼られているものがあった。

第4に、物理的な持ち出しに関連するものとして、業務データのメール送

信にも制限がある。

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)に基づき、業務データを自宅/パソコンへメール転送し自宅で仕事を行う行為はセキュリティポリシー違反とされるが、これを行わないよう指導をしている。

なお、教育目的以外の私的な内容のメールに利用することを禁止されているが、抽出して確認した限りでは、こうしたメールは認められなかった。

このほか、最近では、「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)の中で、例えば、複数の個人宛に電子メールを送信する場合は、必ずBCCにより送信すること等が求められているが、この通知が速やかに周知されていないところもあった。

各学校の実施状況

個人/パソコン等の持ち込み制限、業務/パソコンの持ち出し制限等に関して定められている内容を徹底しているかを、パソコンの確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐山高校：

個人/パソコン（14台）の使用、USBメモリ・フロッピーによる業務データの持ち出しについて、許可台帳等許可の手続が整備されていなかった。

業務/パソコンの持ち出しはあるが、許可台帳等はなかった。

個人情報情報を保存しているパソコン内のデータについて、パスワードなしで閲覧可能。

業務データのメール送信について、行わないよう指導している。

私的メールはなかった。

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)は、周知されていた。

揖斐高校：

個人/パソコン（17台）の使用、USBメモリ・フロッピーによる業務データの持ち出しについて、許可台帳等許可の手続が整備されていなかった。

業務/パソコン持ち出し事例なし。個人情報の入ったメモリ等の持ち出しに関

して、「生徒指導要録の帯出・個人情報の持ち出し手順について」(平成19年6月6日)を整備した。

個人情報保管方法に関して職員室にあるデスクトップ/パソコンのデスクトップ上に、平成18年度生徒名簿、住所、電話番号を含むファイルがパスワードもかけられないまま貼られているものがあった。

業務データのメール送信について、行わないよう指導している。

私的メールはなかった。

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)は、まだ確認されていなかった。

武蔵高校：

個人/パソコン（4台）の使用、USBメモリ・フロッピーによる業務データの持ち出しについて、許可台帳等許可の手続が整備されていなかった。

業務/パソコン持ち出し事例なし。

個人情報保管方法に関して問題事例はなかった。

業務データのメール送信について、行わないよう指導している。

私的メールはなかった。

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)は、まだ確認されていなかった。

東濃特別支援学校：

個人/パソコン（138台）の使用、USBメモリ・フロッピーによる業務データの持ち出しについて、許可台帳等許可の手続が整備されていなかった。

業務/パソコン持ち出し事例なし。

個人情報保管方法に関して、記憶媒体に保存する場合、暗号化・パスワードを設けて行われていた。

業務データのメール送信について、行わないよう指導している。

私的メールはなかった。

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)は、まだ周知されていなかった。

飛騨高山高校：

個人/パソコン（10台）の使用、USBメモリ・フロッピーによる業務データの持ち出しについて、許可台帳等許可の手続が整備されていなかった。

業務パソコン持ち出し事例なし。
 個人情報保管方法に関して、記憶媒体に保存する場合、パスワードを設けて行われていた。
 業務データのメール送信について、禁止している。
 私的メールはなかった。
 「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)は、周知されていた。

【監査意見】

第1に、個人パソコン等の持ち込みに関して、原則としてこれを行わないが、やむを得ず使用する場合には、所属長の許可を得る手続を整備され、事務職員、教職員等に周知されたい。

第2に、業務用パソコン等の持ち出しについて、情報セキュリティ責任者の許可を得る手続を整備され、事務職員、教職員等に周知されたい。

第3に、パソコンのハードディスクには原則として個人情報を保存しない、個人情報を保存しているパソコン内のデータにはパスワードをかけることを、研修等の機会を設け周知徹底されたい。

第4に、業務データを自宅パソコンへメール転送し自宅で仕事を行う行為が行われることのないよう、引き続き指導されたい。

このほか、最近発出された「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)を速やかに周知され、必要な見直しを行われたい。

イ 情報セキュリティチェックシートによる点検の実施状況

【監査結果】

「情報セキュリティチェックシートによる点検について」(平成17年8月30日付け情シ第398号)に基づき、毎月初日をセキュリティチェックの日として、各所属においてチェックの実施を求められているが、頻度の少ないところ、これから取り組まれるところなど十分な点検が実施されていないところがあった。

各学校の実施状況

情報セキュリティチェックシートによる点検の実施状況を、点検結果、校内の聞き取り等により確認した。

岐山高校：

一斉点検について、事務職員のみ実施。教職員は未実施。

揖斐高校：

平成19年6月初旬に教職員等に対して点検を依頼したところ。それまでは実施していない。

武藏高校：

一斉点検実施の後、平成19年2月19日の職員会においてその結果を報告し、必要な指導を実施。

東濃特別支援学校：

教職員を含め一斉点検を実施。

飛騨高山高校：

教職員を含め一斉点検を実施。

【監査意見】

情報セキュリティ確保の意識が風化すると個人情報の漏えいのおそれが高くなるので、一定期間ごとに情報セキュリティチェックシートを活用した点検の実施に努められたい。

ウ クリアデスク・クリアスクリーンの徹底

【監査結果】

「電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について」(平成19年5月17日付け情企第127号)に基づき、職員等は、使用するパソコン等や記録媒体について、第三者に使用されること、または許可なく情報を閲覧されることがないように、情報紛失や盗難、盗み見などから重要な情報を守るため、クリアデスク(机上及び机周辺への資料などの放置の禁止)及びクリアスクリーン(パソコンなどを利用可能な状態のまま離席することの禁止)を徹底することを求められているが、十分に実施されていないところがある。

各学校の実施状況

クリアデスク（机上及び机周辺への資料などの放置の禁止）及びクリアスクリーン（パソコンなどを利用可能な状態のまま離席することの禁止）の実施状況を、パソコン確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

クリアデスクは最終退出者が確認。

クリアスクリーンは未実施。

揖斐高校：

クリアデスクについて、平成18年8月の生徒名簿等盗難を契機に、教頭2人がクリアデスクを実施。

クリアスクリーンについては、パスワード付きスクリーンセーバーが設定されていないものがあった。

武義高校：

クリアデスクは実施していない。

クリアスクリーンについては、パスワード付きスクリーンセーバーが設定されていないものがあった。

東濃特別支援学校：

クリアデスクは実施していない。

クリアスクリーンについては、実施している（確認した限り）。

飛騨高山高校：

クリアデスクは管理職が目視確認している。

クリアスクリーンについては、実施している。

【監査意見】

すべての職員等が身近なところから実施できるものであることから、クリアデスク及びクリアスクリーンを速やかに徹底されたい。

(6) 技術的セキュリティ対策

（情報セキュリティ対策の実施手順やネットワーク管理、記録媒体等の保護及び他の組織とデータ交換を行う際の情報資産を保護するための技術的な対策は講じられているか。）

【監査結果】

情報セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルスチェックのソ

フトウェアをインストールし、常に最新版のパスワードファイルを用いてチェックできるようにしておくこととされているが、これを実施していないところがあった。

各学校の実施状況

技術的セキュリティ対策のうち、ネットワーク管理、情報システム開発等に関する要求事項については、該当しないため、コンピュータウイルス対策を中心に、パソコン確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

パソコン7台を確認したところ、最新のウイルスに対応できるように最新版のパスワードファイルを用いてチェックを実施している。

揖斐高校：

パソコン8台を確認したところ、GAIB/パソコンと比較して最新のパスワードファイルを備えていないものがあった。

武義高校：

パソコン6台を確認したところ、ウイルスチェックソフトの導入されていないパソコンが1台あった。即日インストールされた。

東濃特別支援学校：

業務パソコン・個人パソコンを含め3台確認したところ、最新のウイルスに対応できるように最新版のパスワードファイルを用いてチェックを実施している。

飛騨高山高校：

パソコン5台を確認したところ、最新のウイルスに対応できるように最新版のパスワードファイルを用いてチェックを実施している。

【監査意見】

情報システム管理者はコンピュータウイルスチェックのソフトウェアをインストールし、常に最新版のパスワードファイルを用いてチェックできるように努められたい。また、個人パソコンについても、コンピュータウイルスチェックのソフトウェアの導入状況を確認されたい。

(7) 運用におけるセキュリティ対策

（情報セキュリティポリシー遵守状況等の確認及び緊急事態の危機管理対策は

行われているか。)

【監査結果】

第1に、情報セキュリティに基づき、情報セキュリティに関する事故を発見した場合には、情報セキュリティ責任者(所属長)及び情報セキュリティ統括責任者への速やかな報告を求められているが、概ね実施されている。

第2に、情報システムを有する機関においては、情報セキュリティに基づき、情報資産への侵害等が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大防止、復旧等の必要な措置を迅速円滑に行うため、緊急時対応計画を定めることとされているが、これを策定していないところがあった。

なお、情報セキュリティに関する事故等が生じたときに誰に報告するかを教職員等にインタビューを実施したが、おおむね的確な回答を得られた。

各学校の実施状況

パソコン亡失等の事件、事故等が発生した際の危機管理対策は行われているかを中心に、規定、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

平成15年6月11日にパソコンを亡失。物品管理上必要な報告が遅れた(平成19年3月)。

平成18年11月にパソコンを亡失。物品管理上必要な報告が遅れた(平成19年3月)。

これらを受けて、再発防止策が実施された。

揖斐高校：(紙媒体の事例)

平成18年8月に生徒名簿の盗難。速やかに報告された。再発防止策(「学校における個人情報の管理の徹底について」(平成18年8月11日)及び「生徒指導要録の帯出・個人情報の持出し手順について」(平成19年6月6日))が行われた。

平成18年12月～平成19年3月の間にパソコンを亡失。平成19年3月に報告。緊急時対応計画を定めていない。

武義高校：

平成19年6月8日にコンピュータウイルスを発見。同年6月14日に報告。必要な措置を実施。

緊急時対応計画について、武義高等学校情報セキュリティにおいて規定している。

東濃特別支援学校：

平成17年12月5日に個別の教育支援計画3人分を含むメモリスティックを紛失。平成17年12月8日に報告された。

平成19年2月5日に児童情報3人分を含む個人ノートパソコンを盗難される。

平成19年2月5日に報告され、再発防止策等実施。

飛騨高山高校：

緊急時対応計画について、飛騨高山高等学校情報セキュリティにおいて規定している。

【監査意見】

第1に、情報セキュリティに基づき、情報セキュリティに関する事故を発見した場合には、情報セキュリティ責任者(所属長)及び情報セキュリティ統括責任者への速やかな報告を行うことを引き続き徹底されたい。

第2に、情報システムを有する機関において、緊急時対応計画を定められ、職員へも研修等を通じて、周知徹底に努められたい。

(8) 法令遵守

(関連する法令等への遵守義務は履行されているか。)

【監査結果】

職員等は、情報セキュリティに基づき、情報セキュリティに関する著作権法等の法令等を遵守し、これに従わなければならないとされるが、おおむね適正に管理されていた。

各学校の実施状況

関連する法令等の遵守義務の履行状況を、パソコン確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

ソフトウェア製品を利用するとき、違法コピー禁止等法令の要求事項の遵守

がされている。

揖斐高校：
ソフトウエア製品を利用するとき、違法コピー禁止等法令の要求事項の遵守がされている。新聞著作物等利用許可書を確認。

武義高校：
ソフトウエア製品を利用するとき、違法コピー禁止等法令の要求事項の遵守がされている。

東濃特別支援学校：
ソフトウエア製品を利用するとき、違法コピー禁止等法令の要求事項の遵守がされている。

飛騨高山高校：
ソフトウエア製品を利用するとき、違法コピー禁止等法令の要求事項の遵守がされている。

【監査意見】

情報セキュリティに関連する法令等の遵守義務について、引き続き、適正な取扱いを行われない。

(9) 評価及び見直し

(情報セキュリティポリシーが遵守されていることの検証は行われているか。)

【監査結果】

情報セキュリティポリシーにおいて、情報セキュリティ対策が実施されているかどうかアンケート、自己点検を行うこととされるが、頻度の多寡、実施開始時期に不十分などころはあるが、点検自体は実施されている。

各学校の実施状況

情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策が実施されているかどうかについて、職員等にアンケート、自己点検を行うこととされる。

各学校において、「情報セキュリティチェックシートによる点検について」(平成17年8月30日付け情シ第398号)により点検を実施している。頻度の多寡、実施開始時期に改善の余地がある(5)イのとおり)。

【監査意見】

定期的な情報セキュリティチェックシートによる点検を確実に実施するなど、今後も情報セキュリティ対策の自己点検の充実に努められたい。

(10) 物品管理の適正化

(パソコン等関連物品の管理は適正に行われているか。)

【監査結果】

パソコンの盗難、亡失等の事件・事故があとを絶たない。その態様は、貸出簿未整備であったため生じたもの、パソコン貸出中に亡失したものの、不調パソコン回収後の管理が不適切であったため生じたものであった。

現状の取扱いを確認したところ、「県立学校における物品管理の適正化について」(平成19年4月13日付け教研第38号の2・教材第60号の2)に基づき、物品の保管場所の移動、貸出、返却等記録管理の徹底を図るとともに点検を確実に実施することを求められているが、ノートパソコン貸出規定等を定め、それにしたがった記録が行われていた。また、運用において教諭の監督下で使用すること等を徹底させていた。

各学校の実施状況

パソコン等の物品管理の状況を、事故報告、台帳、現地確認、校内の聞き取り等により確認した。

岐阜高校：

平成15年6月11日にパソコン(取得価格152千円)を貸出中に亡失。報告の遅れ(平成19年3月)。

平成18年11月にパソコン(取得価格100千円)を亡失(不調パソコン回収後の管理不十分)。報告の遅れ(平成19年3月)。

ノートパソコン貸出利用規程を定め、ノートパソコン貸出申込書に所定事項を記入させている。

教職員が使用するパソコンについて、鍵のかかる保管庫で保管することを徹底させている。

揖斐高校：

平成18年8月に生徒名簿の盗難。速やかな報告。再発防止策(「学校における個人情報の管理の徹底について」(平成18年8月11日)及び「生徒指導要録

【参考】県立学校関係の事件事故例

NO	機関名	項目	概要
1	岩村高等学校	パソコン等の盗難	平成17年7月11日(火)に、保健室・進路指導室で盗難事件が発生。パソコン2台、フラッシュメモリ1本、現金20,050円が紛失していた。
2	揖斐高等学校	生徒名簿の盗難	平成18年8月9日(水)に、教員が公民館でカバンの盗難に遭い、その中に生徒名簿が含まれており、氏名等の個人情報が流出した。
3	大垣養老高等学校	生徒情報の盗難	平成18年9月13日(水)に、教職員が自家用車からノートパソコンを盗まれ、ノートパソコンの中に保存されていた生徒に関する情報が流出した。
4	東濃特別支援学校	児童の情報盗難	平成19年2月5日(月)に、教職員が車上荒らしに遭い、自家用車からノートパソコン等の人ったカバンを盗まれた。カバンの中には、ノートパソコン、メモリスティックがあり、担任児童3人に関する情報が流出した。
5	岐阜高等学校等11校等(12件)	学習支援用パソコンの亡失等	岐阜高(平成18年10月4日に盗難) 岐阜北高(平成18年12月8日～11日に盗難) 岐阜山高(平成15年6月11日に亡失、平成18年11月10日～17日に亡失) 岐阜総合学園高(平成17年7月19日～8月25日に亡失) 大垣北高(平成18年6月15日～平成19年3月7日に亡失) 揖斐高(平成18年12月11日～平成19年3月9日頃に亡失) 大垣商業高(平成18年6月～平成19年3月8日に亡失) 加納高(平成17年8月29日～9月1日に亡失) 郡上北高(平成16年1月～3月に亡失) 華陽フロンティア高(平成17年2月初旬に亡失) 士岐紅陵高(平成18年7月5日～10月18日に亡失)

【監査意見】

の帶出・個人情報の持ち出し手順について(平成19年6月6日)が行われた。平成18年12月～平成19年3月の間にパソコン(取得価格99千円)を亡失(貸出簿未整備)。平成19年3月に報告。

揖斐高等学校第2コンピュータ室ノートパソコン貸出利用規定を定め、貸出簿に所定事項を記入させている。また、「生徒指導要録の帶出・個人情報の持ち出し手順について」(平成19年6月6日)を定め、持ち出し簿への記入、教頭の確認印を求めている。

教職員が使用するパソコンについて、退庁時に机下に置く等の指導をしている。

武義高校：
事故例はない。

武義高等学校情報セキュリティポリシーを定め、情報資産の学校外への持ち出しの場合の手續を整備している。

職員が使用するパソコンについて、ワイヤードックにより盗難防止を図っている。

東濃特別支援学校：
平成17年12月5日に個別の教育支援計画3人分を含むメモリスティックを紛失。平成17年12月8日に報告された。

平成19年2月5日に児童情報3人分を含む個人ノートパソコンを盗難される(自動車の窓ガラスを割られたもの)。平成19年2月5日に報告され、再発防止策等実施。

個人情報学校外持ち出し届等を整備しようとしている。

教職員が使用するパソコンについて、退庁時に机下に置く等の指導をしている。

飛騨高山高校：
事故例はない。

飛騨高山高等学校情報セキュリティポリシーを定め、情報資産の学校外への持ち出しの場合の手續を整備している。

教職員が使用するパソコンについて、退庁時に机下に置く等の指導をしている。

「県立学校における物品管理の適正化について」（平成19年 4 月13日付け
教研第38条の2・教財第60号の2）等に基づき、パソコン等の物品管理の徹
底に努められたい。

また、パソコンの盗難、亡失等の事件・事故に対して講じた再発防止策に
ついて、その取扱いを徹底されたい。

第5 情報セキュリティ対策の概要

現行規定の仕組み

1 全庁的な定め

- (1) 岐阜県情報セキュリティ基本方針に関する規程（岐阜県訓令乙情シ秘第1850号。
平成14年 3 月29日施行）

【趣 旨】

県民の財産、プライバシー等の権利を守るとともに、行政の安定的な運営を図
るために、県が有する情報資産をさまざまな脅威から防護し、その機密性、完全
性及び可用性を維持するに必要な対策を定める。

【内 容】

情報セキュリティ統括責任者の設置、職員等は情報セキュリティポリシーを遵
守する義務を負うこと、情報セキュリティ対策基準の制定等を定める。

【参 考】

現行規定は、情報システム及びこれに伴う電子データのみを対象としており、
紙媒体を対象としていない。

- (2) 岐阜県情報セキュリティ対策基準要綱（情シ秘第1851号。平成14年 3 月29日施行）

【趣 旨】

岐阜県情報セキュリティ基本方針に関する規程第3条及び第6条の規定に基づ
き、県の情報セキュリティ対策に関して遵守すべき行為、判断基準を定める。

【内 容】

情報の分類と管理方法、重要性分類 ・ 情報の外部持ち出しの許可制、物理
的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策（パソコン等持ち出しの許可制、職
場外へのメール転送の禁止等）、技術的セキュリティ対策、侵害時の対応、法令
遵守等を定める。

【参 考】

具体的な基準が定められ、各機関における取組規範となる。

(3) 関係通知

【趣 旨】

上の規程及び要綱を補完するものとして、いくつかの通知が行われている。

【内 容】

主な通知は次のとおり。

電子メールの送信誤りによる個人情報漏えい等の防止の徹底について（平成19
年 5 月17日付け情企第127号。情報セキュリティ統括責任者通知）

情報漏えいの防止のための一斉点検の実施について（平成19年 1 月19日付け情
企第513号。情報セキュリティ統括責任者通知）

個人情報等の持ち出し等による漏えい等の防止について（平成18年 3 月3 日付け
情シ第339号。情報システム課長通知）

情報セキュリティチェックシートによる点検について（平成17年 8 月30日付け
情シ第398号。情報セキュリティ統括責任者依頼）

【参 考】

直近に生じた事件・事故を契機に、具体的事例に即した取扱い要請が行われる。

2 教育委員会における独自の定め

- (1) 学校間総合ネットワーク情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）

【趣 旨】

学校間総合ネットワークの情報資産をさまざまな脅威から保護するために必要な対策
を明らかにし、その適正な運用を図ることにより、同ネットワークの健全な運用を確保
し、円滑な教育活動の維持向上を図ることを目的とする。

【内 容】

職員等の義務、情報セキュリティ対策基準の制定等を定める。

【参 考】

県教育委員会が運用する「学校間総合ネットワーク」に関するもの。

- (2) 「学校間総合ネットワーク」利用規程

【趣 旨】

県立学校のみならず、市町村立学校・私立学校を含めたイントラネットワークを構築

平成十九年九月三日

橋本 一 郎 二 樓
 田 畑 博 一 郎 二 樓
 坂 本 直 也 二 樓
 坂 本 直 也 二 樓
 坂 本 直 也 二 樓
 坂 本 直 也 二 樓
 坂 本 直 也 二 樓

実施年月日	平成19年7月5日
実施機関名	下呂温泉病院
区分	監 査 結 果
指導	<p>医業未収金の管理事務において、督促状発送から3年経過しその間時効の中断がないため、過年度損益修正損として処理すべき未収金があったので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。</p>
指導	<p>医業未収金の収入事務において、債務者死亡により長期間未収となっているものについて、所要の調査を実施した上で、実態に応じて債権が消滅したものとみなして整理することを検討されたい。</p>
指導	<p>耐用年数経過前の物品の処分事務において、処分された経緯が書面で確認できないものがあったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
指導	<p>固定資産の管理事務において、除却資産が建物に含めて一括計上されているため除却処理ができないものがあったので、今後は固定資産計上を適正に行われたい。</p>
特に指摘及び指導する事項はなかつた。	

<p>中山間農業研究所</p> <p>畜産研究所</p> <p>飛騨農林事務所</p> <p>飛騨地域農業改良普及センター</p> <p>土岐商業高等学校</p> <p>中津高等学校</p>	<p>平成19年7月6日</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p>
<p>高山陣屋管理事務所</p> <p>恵那南高等学校</p> <p>益田清風高等学校</p> <p>恵那警察署</p> <p>中山間農業研究所</p> <p>畜産研究所</p> <p>飛騨農林事務所</p> <p>飛騨地域農業改良普及センター</p> <p>土岐商業高等学校</p> <p>中津高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>調査書の写しの交付に係る収入事務において、収納した現金が現金出納簿に記載されていない事例があったので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>飼料分析手数料に係る収入証紙消印事務において、消印漏れが認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>養鶏研究部の宿直室・更衣室改修工事の契約事務において、契約条項が重複するなど契約書の記載内容に不備があったので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>用水路工事の変更契約事務において、契約書の添付書類である変更設計図面の一部に当初設計図面が添付されていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p> <p>高等学校授業料の収入事務において、転学に伴う減額調定が、事由発生の日から1カ月以上遅延しているものがあったので、今後は速やかに処理されたい。</p>

	名古屋事務所	<p>指導 物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないものがあったので、今後は適正に処理された。</p>	
平成19年7月11日	総合医療センター	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
<p>指摘 過年度損益修正損として損失処理した医業未収金の管理事務において、破産により債権が消滅しているにもかかわらず、その整理がされていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>		農業大学校	<p>指導 薬品の管理事務において、棚卸差益率及び棚卸差損率が高いものがあつたので、在庫管理について、今後は適切に処理されたい。</p>
<p>指摘 損害賠償金の支払が見込まれる医療事故が平成18年8月に発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>		国際園芸アカデミー	<p>指導 売却処分されている生産物の一部について、生産物受払野帳に記載されていないものがあつたので、今後は適切に処理されたい。</p>
<p>指摘 社会保険事務局へ必要な施設基準の届出を行わなかったため、保険診療としての医療費の請求・徴収が認められず、該当する個人及び保険者に負担額を返還するという事案が発生していたので、今後は適正に処理されたい。</p>		流域浄水事務所	<p>指摘 平成17年度内工事の一部が平成18年度へ繰越された連絡管廊工事について、議会の議決の前に変更契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導 医業未収金の管理事務において、債務者が破産した場合、過年度及び現年度における未収金を過年度損益修正損として処理しているが、現年度分については医業収益の減額として処理すべきであるので、今後は適正に処理されたい。</p>		東部広域水道事務所	<p>指導 工事内容の変更に当たり、建設工事変更事務処理要領に基づく指示書により、変更内容の通知が行われていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導 診療材料の単価契約事務において、購入予定数量の算定に当たり、前年実績等を考慮するなどの見直しが行われていないものがあつたので、合理的な算定をされたい。</p>			<p>指導 各現場における安全教育は岐阜県建設工事共通仕様書に基づき定期的に実施されているものの、下請業者等も含めた作業員全員に対する教育の徹底が図られていないものがあつたので、工事が安全に施工されるよう請負者の指導を強化されたい。</p>

		<p>指導 棚卸資産の管理事務において、棚卸時に使用不能と判断されたにもかかわらず不用の決定がされていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>			<p>化されたい。</p>
	<p>平成19年7月18日</p>	<p>東京事務所 郡上土木事務所</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p>	<p>阿多岐ダム管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 中濃建築事務所</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p>
	<p>平成19年7月20日</p>	<p>指導 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として5,104円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>多治見病院</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p>	<p>和解金の支払が見込まれる診療事業が、平成14年1月に発生していたので、今後は手術に際しての説明責任を十分果たされたい。</p>
	<p>指導 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金179,529円及び修繕料329,469円が支払われていた</p>	<p>指導 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金179,529円及び修繕料329,469円が支払われていた</p>	<p>指導 医業未収金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導 診療材料等の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1 督促状発送から3年経過しその間時効の中断がないため、過年度損益修正損として処理すべき未収金があつた。 2 過年度損益修正損として損失処理したものが未収金整理簿に記載されていなかった。</p>
	<p>指導 用地取得事務において、過年度に用地代金の未払が発生しており、平成18年度に調停(和解)により利息相当額を含んだ和解金6,000,000円が支払われていた</p>	<p>指導 用地取得事務において、過年度に用地代金の未払が発生しており、平成18年度に調停(和解)により利息相当額を含んだ和解金6,000,000円が支払われていた</p>	<p>指導 診療材料等の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導 有効期限切れの診療材料について、棚卸資産減耗費で処理すべきところ、診療材料費として処理されていた。</p>	<p>2 破損した薬品について、棚卸資産減耗費で処理すべきところ、薬品費として処理されていた。</p>
	<p>指導 各現場における安全教育は岐阜県建設工事共通仕様書に基づき定期的に実施されているものの、下請業者等も含めた作業員全員に対する教育の徹底が図られていないものがあつたので、工事が安全に施工されるよう請負者の指導を強</p>	<p>指導 各現場における安全教育は岐阜県建設工事共通仕様書に基づき定期的に実施されているものの、下請業者等も含めた作業員全員に対する教育の徹底が図られていないものがあつたので、工事が安全に施工されるよう請負者の指導を強</p>			

	<p>指導</p> <p>医療器械賃借料の支出事務において、契約締結時に行なうべき支出負担行為の整理が、毎月の請求時に行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>			<p>指導</p> <p>行われていなかった。</p>	
	<p>指導</p> <p>本体と付属品をまとめて購入している医療機器の管理事務において、備品整理票が本体のみの添付で、付属品の管理が不十分であったので、補助簿を作成するなどの措置を講ずるとともに、今後は適切に処理されたい。</p>			<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>指導</p> <p>薬品の管理事務において、梱卸差益率及び梱卸差損率が高いものがあったので、在庫管理について、今後は適切に処理されたい。</p>			<p>指導</p> <p>平成15年12月に取得したパソコン1台について、平成16年6月に所在不明であることを把握していたにもかかわらず、平成19年3月まで亡失の報告がされていなかった。</p>	<p>この間の現物実査においては現物を確認した旨の報告がされており、また監査においても物品の亡失等の事故報告がされていなかった。本件については極めて不適切な取扱いである。物品管理や現物実査について認識を改められたい。</p>
	<p>指導</p> <p>建物、構築物の処分事務において、物品不用決定調書が作成されていないものが認められたため、今後は適正に処理されたい。</p>			<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>指摘</p> <p>林道工事における擁壁の施工において、仕様書で定めた山側壁面への足場工が設置されていなかったため、今後は現場確認の徹底を図られたい。</p>		<p>郡上警察署</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>指導</p> <p>岐阜県森林整備地域活動支援交付金の実績報告において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 同交付金交付要綱上、実績報告書の提出期限は3月20日までとなっているが、3月30日付けで提出を受け処理していた。</p> <p>2 実績報告書の確認に当たって、同交付金事業実施要領に定める確認項目一覧表に基づき確認が</p>		<p>多治見警察署</p>	<p>指導</p> <p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金217,287円及び修繕料139,482円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	
	<p>平成19年 7 月 23 日</p>		<p>水道企業課</p>	<p>指導</p> <p>営業外収益の会計処理において、政府短期証券の満期償還に係る償還益の収入科目は、「受取利息及び配当金(目)」の「有価証券利息(節)」とすべきところ、「雑収益(目)」の「有価証券売却益(節)」としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	
	<p>揖斐農林事務所</p>				

		<p>指導 物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	
平成19年7月26日	西濃県税事務所	特に指摘及び指導する事項はなかつた。	
	中濃振興局中濃事務所	<p>指摘 行政財産の目的外使用に伴う管理費の収入事務において、平成18年4月1日に行うべき2件401,336円の調定が平成19年3月に行われていたので、今後は速やかに処理されたい。</p>	
		<p>指導 収入証紙の出納事務において、収入証紙関係出納簿に収支等命令者が証紙残数量の確認印をすべきところ、出納員が行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	
	郡上農林事務所	<p>指導 かし補修請求期間内の治山事業において植えられた樹木がすべて枯れていたため、早期に改善処理されたい。</p>	
	中濃地域郡上農業改良普及センター	特に指摘及び指導する事項はなかつた。	
	美濃土木事務所	<p>指摘 道路占用料の収入事務において、時効の完成により債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処理がされていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	
		<p>指摘 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として365,352円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理についての一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>指導 河川災害関連事業により市町村代行で施工された橋梁において、橋梁の一部が県道内に存在するため、今後適正な維持管理が行われるよう措置されたい。</p> <p>指導 県有自動車の管理事務において、廃棄した自動車について、県有自動車異動報告書により管財課への報告がされていないため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>指導 物品の管理事務において、物品管理台帳等により管理が行われていない物品（雪情報システム）があつたので、速やかに措置するとともに、今後は現物実査を適正に行われたい。</p> <p>指導 法定期限が経過したことにより、県に帰属することとなった拾得物品の宝くじ当せん券について、速やかに物品の不用決定手続きを行い換金すべきところ、約1カ月半後に行なわれていたので、今後は</p>
海津警察署	指導		

<p>平成19年8月29日</p>	<p>選挙管理委員会中 濃地方事務局</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	<p>また、監査対象とした現地機関に係る所管課に対し、次のとおり検討を求めた。</p>	<p>可茂教育事務所</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
	<p>人事委員会事務局</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>御嶽少年自然の家</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
	<p>労働委員会事務局</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>八百津高等学校</p>	<p>指 導</p> <p>学校内に所在する団体等について、平成18年度及び19年度において行政財産の目的外使用許可の手続きが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	<p>岐阜教育事務所</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>東濃実業高等学校</p>	<p>指 導</p> <p>物品の処分事務において、物品処分等調書に不用決定の理由の記載がなく、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないものがあったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>西濃教育事務所</p>	<p>指 導</p> <p>通勤手当の支給事務において、当該月に一日も出勤していないにもかかわらず、手当を支給している事例が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>斐太高等学校</p>	<p>指 導</p> <p>英語指導助手に対する報酬の支出事務において、日割計算を誤ったため13,728円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>第三種日雇職員</p>	<p>指 導</p> <p>第三種日雇職員の雇用事務において、再雇用に当たった必要の雇用間隔を空けずに、通算して4カ月を超える雇用を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>治山課 (揖斐農林事務所)</p>	<p>本課 検討</p> <p>保安林の指定による損失補償について、所有者に対して毎年度支払われる補償金の額は保安林の指定の告示のあった日現在の基礎数値に基づいて算出しているが、指定告示後相当の年月を経ている事業については、木材価格等が大きく変動しているため、適正な金額に補正することを検討されたい。</p>		

平成十九年九月三日印刷
平成十九年九月三日発行

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
定価 一か年 四八〇〇〇円(送料共)(消費税一〇・八六円を別途)